

戸田朝市実行委員会 会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、戸田朝市実行委員会（以下「本会」という。）と称し、事務所は会長宅に置く。

(目的及び組織)

第2条 本会は、朝市開催に関する活動を行うことにより、ここで生まれる出会いや交流を通して戸田の活性化、戸田が賑わう名物祭りにすることを目的とし、平成27年5月に設立。

(活 動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 朝市を定期開催すること。(3・6・9・12月の第2日曜日)
- (2) 参加会員(出店店舗・ワークショップ・ステージ)を増やしていくこと。
- (3) 活動の認知が戸田の認知度を上げ、街の活性を図り、経済振興に貢献すること。

(役員及び任期)

第4条 本会に次の役員をおく。

- 会長 1名、 副会長 1名、 会計 1名、 会計監査 2名、 委員 若干名
- 2 役員任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
 - 3 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員 の 選 出)

第5条 会長・副会長は、総会において選出する。

- 2 会計、会計監査は会長が会員より選任する。

(役員 の 職 務)

第6条 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故または、欠席のときは職務を代行する。
- 3 会計は、本会の会計を担う。
- 4 会計監査は、年に1回本会計監査を担う。
- 5 委員は各担当業務を行う。

(役員 の 解任)

第7条 役員が次の次号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

2 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。

(会 議)

第8条 本会の会議は、正会員を持って構成し、朝市開催回数に準じて開催するものとする。ただし、必要がある時は臨時に開催できるものとする。

2 会議は以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 活動の変更
- (4) 活動報告及び収支決算
- (2) 役員を選任又は解任
- (3) その他会の運営に関する重要事項

(経 費 等)

第9条 本会の経費は、会費・助成金・寄付金その他の収入をもってあてる。

2 会費、年会費 1000 円とし、年度始めに納入するものとする。

出店参加費 2000 円

朝市会場内既存店舗 1500 円

ゲストブースは参加毎 3500 円 (入会金不要)

*ゲストブースとは戸田市外店舗のこと

(入 会)

第10条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、原則総会で承認を得るものとする。

ただし、必要に応じて役員承認をもって会員として入会することができるものとする。

(退 会)

第11条 会員は退会届を事務所に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の次号のいずれかに該当するときは、役員承認をもって退会させることができるものとする。

- (1) 会の目的に反する行為があったとき
- (2) 会員としての品格を損なう行為があったとき
- (3) 法令もしくは公序良俗に反する行為を行ったとき

(事業年度)

第12条 本会の事業年度は、1月1日から12月31日までとする。

(その他)

第13条 この会則の施行にあたり必要な事項は会長が会員にはかり別に定める。

附 則

本会則は、平成28年1月17日一部改正施行。